

新宿区教育委員会会議録

平成18年第11回定例会

平成18年11月2日

新宿区教育委員会

平成18年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年11月2日(木)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 3時19分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士	学 校 運 営 課 長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生 涯 学 習 財 団 長	小 野 寺 孝 次
		担 当 課	

書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄 次 郎		

議事日程

議 案

- 日程第 1 議案第 5 1 号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 5 2 号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第 3 議案第 5 3 号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 日程第 4 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度新宿区一般会計補正予算（第 5 号）

報 告

- 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について（教育政策課長）
- 2 新宿区幼児教育のあり方検討会「中間のまとめ」パブリック・コメント実施状況について（教育政策課長）
- 3 学校選択制度について（学校運営課長）
- 4 平成 1 9 年度学校給食調理業務委託校について（学校運営課長）
- 5 四谷子ども園における給食調理業務委託について（副参事「四谷子ども園開設準備等担当」）
- 6 第 7 回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 7 その他

協 議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について（教育政策課長）

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第11回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いします。

議事に入る前に、前回の教育委員会第10回定例会で、新たに当教育委員会に任命されました白井委員について事務局から紹介がありましたが、前回白井委員が御都合で欠席されましたので、本日改めてごあいさつをお願いします。

白井委員 このたび10月1日付をもちまして教育委員に拝命いたしました白井です。新宿の方に在住しまして、子どもが保育園からお世話になり、かつ私もママさんバレーを通して実は教育委員会にお世話になっていたというのが、この委員になってから初めてわかった次第です。私はまだ、下の子の関係では保護者の立場もありまして、教育問題については、かなり当事者的意識で問題意識をもっております。せっかくこういう機会をいただいたので、少なくとも新宿の教育が少しでもよくなるような形でお仕事できたらいいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

内藤委員長 ありがとうございます。

議案第51号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第51号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

議案第51号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それではお手元の議案概要をごらんください。

議案番号第51号議案でございます。件名は「新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」でございます。それでは概要から説明させていただきます。

公立学校の学校医等の公務災害補償の基準を定める政令等の改正がありました。それに伴いまして、補償基礎額及び介護補償の額を改定するとともに、傷病等級ごとの障害の状態等に係る規定等の整備を行うものでございます。主な改正内容が4点ございます。

1点目が「1. 職員の給与に関する条例の改正に伴いまして、補償基礎額を改定する」というものでございます。補償基礎額の改定については、この下の欄でございます。これマイナスになっているものについては、17年度が給与改定でマイナス0.85マイナスのためにマイナスになっているものでございます。これは日額でございます。日額こういう金額になるということでございます。

(2) 番でございますが、扶養親族たる配偶者又は配偶者がなく子及び孫のうち1人に係る補償基礎額の加算額を改定する。これはいわゆる私どものいう扶養手当でございます。扶養手当を改定するということでは、日額517円から484円に変わったということでございます。

2番目でございますが、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴いまして、別表の第2から第4で定める傷病等級ごとの障害の状態について規則を定めることとするものでございます。

これは国が政令から省令にかえたものに伴いまして、区も条例から規則にかえたということでございます。これは、障害の程度の基準が変わるたびに条例改正するということは避けるために、規則におとし込んだということでございます。これについては、かなり細かい表がお手元にいっていますので、それは後で見てくださいでしょうか。

その後の(1) 番でございますが、傷病等級に該当する障害の状態について、規則で定めることとした。これは第10条の関係でございます。

次に(2) 番でございますが、障害等級に該当する障害について、規則で定めることとした。これは第11条関係でございます。

次に(3) 番でございますが、介護補償に係る障害について、規則で定めることとした。これは第13条関係でございます。

これいずれも別表で、例えば(1) 番でいいますと、障害の等級が1級から3級まで分かれておりまして、障害の状態が例えば1級は両眼が失明している者等の状態でございます。第2級は両眼の視力が0.02以下になっているもの。第3級が1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの。こういうふうに細かく決まっております。これについてかわることによって、すべて条例からかえるということではなくて、規則におとし込めることによって不都合をなくすということでございます。同じく別表の3、それから別表の4とそれ

が続いてございます。

次に3番でございますけれども、同政令の改正に伴いまして、介護補償の額を改定する。これは月額でございます。これは第13条関係でございますが、後ろのページが一覧になってございます。

次、4番でございます。規定整備でございます。(1)につきましては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴い、「監獄」を「刑事施設」に改める。これは、この法律の中で監獄という言葉が刑事施設にかわったものに伴いまして、この条令の第9条がかわったということでございます。これは、中身はということかといいますと、休業補償の条文の中で、いわゆる監獄に入っている人については対象にしないという条文でございますので、この監獄という名前を刑事施設に改めるという改正でございます。

次に(2)番でございますけれども、障害者自立支援法の施行に伴い、「身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設」を「障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設」に改めるということでございます。これも介護補償の病院等に入院している時にはその施設で介護を受けているので、これは該当しないという条文がございますので、その条文のところを文言を整理したということでございます。

次、(3)番でございますけれども、「障害の等級」を「障害等級」に改める。これは単純に文言整理でございます。施行日でございますけれども、平成19年1月1日でございます。ただし、上記4の(1)、(2)については公布の日、これは公布の日は12月8日でございますが、これについては特に本人の不利益にならないので公布の日ですぐ施行にすると。そのほかについては19年1月1日にするということでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

内容は非常に多岐にわたっていますが、要するに政令等の改正に伴う、それを受けての措置ということですね。法改正も入っていますが、こういう文言整理も含めた内容ですから結構だと思いますが、木島委員何か御意見ありますか。

木島委員 特にありませんけれども、私が学校医をやっているときは、こういう内容など全然知りませんでした。それだけです。

内藤委員長 非常に細かく、この別表なんかえらい重症からいろいろな災害を想定しているけれども。

では、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第51号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第51号は原案のとおり決定いたしました。

議案第52号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に「日程第2 議案第52号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第52号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは第52号議案を説明させていただきます。

同じく概要を見ていただけますでしょうか。議案番号第52号議案、件名は「新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これは四谷子ども園の開設に伴います規則の改正でございます。本来保育の実施については区長権限でございますけれども、それは子ども園開設とともに教育委員会になるものですので、それでこの部分で改正したものでございます。

保育の実施の申込みに関して申込者の利便性を向上し、子ども園と保育所の併願の入園申込みを受け付けることができるように、窓口、入園審査、入園調整事務を保育課に一本化するとともに、当該事務の能率化を図る必要があるため、当該事務を保育課の職員に補助執行させることを定めるというものでございます。

これは補助執行させる事務、職員を第3条の表に加えるものでございます。執行させる職員については、福祉部保育課の職員でございます。教育委員会の権限に属する事務につきましては、その表の中にもございますけれども、児童福祉法第24条第1項に規定する児童について、新宿区立四谷子ども園の0歳児クラスから3歳児クラスまでのクラスにおける保育を行うことの事務のうち、保育の実施の申込み、入園審査及び入園調整に関することでございます。施行日は公布の日、本日からでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、素人考えでは福祉部保育課、まあ福祉部と教育委員会とこういう行政の縦割り組織を、この際というか、将来的にはかえていった方がいいのではないかとと思いますが、福祉部保育課は、なんというんでしょうね、つまり保育所はこれはたまたま子ども園で幼稚園と一緒にいるからこういう事務移譲を行うわけけれども、保育園というのは、もう教育委員会の方で吸収するというような将来にわたる考えはないんですか。

教育政策課長 現在のところは、そういう考え方はもっておりません。

内藤委員長 保育園は福祉部の管轄ということで。

教育政策課長 はい。

内藤委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

これ自体は、子ども園の発足に伴う当然の措置であると思います。

よろしいでしょうか。ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第52号 新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの発言)

内藤委員長 議案第52号は原案のとおり決定いたしました。

議案第53号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に「日程第3 議案第53号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第53号の説明を、教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 では第53号について御説明させていただきます。同じく概要を見ていただけますでしょうか。

第53号議案、件名は「新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」でございます。これも52号議案と同じく四谷子ども園開設に伴う規則改正でございます。

区長から委任を受けた四谷子ども園の保育所部分の行政財産の管理につきまして、幼稚園部分の教育財産と一体的な管理運営を行っていくために、その管理方法を新宿区教育財産管理規則で定めるものでございます。

改正内容でございますが2つございます。

1つが、委員会の事務事業の用に供する行政財産の管理については、この規則の規定を準用するというものでございます。第27条に定めて教育財産と同様な管理を行うということで

ございます。条例につきましては27条を追加するという形になります。

2番でございますが、この1番の改正に伴いまして、章の構成を改めて章名を改正するとともに、第1条では行政財産の管理に関してはこの規則で定めることを規定する等の規定整備を行う。行政財産の管理が加わったことによりまして、教育財産の管理と行政財産の管理を別建てにして追加するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、52号と53号の議案につきましては、参考資料が別紙にB4の横長がついてございますので、これを図にしたものでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問がありましたらどうぞ。

これも行政財産である保育所部分との管理に当たるための規則改正で、子ども園発足に際して当然行政的にとるべき措置だと思っておりますので。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第53号 新宿区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの発言)

内藤委員長 議案第53号は原案のとおり決定いたしました。

議案第54号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第5号)

内藤委員長 次に「日程第4 議案第54号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

教育長 「日程第4 議案第54号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」は、平成18年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正円滑な区政執行を確保する観点から非公開による審議をお願いいたしたいと思っております。

内藤委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第4 議案第54号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」を非公開により審議することに御異議はございませんか。

(異議なしの発言)

内藤委員長 それでは「日程第4 議案第54号 平成18年度新宿区一般会計補正予算(第5号)」を非公開により審議いたします。

傍聴人の方は議場より退席をお願いします。

〔「日程第4 議案第54号 平成18年度新宿区一般会計補正予算（第5号）」は非公開で行う
ことの議決があったため、別途議事録を調製する。〕 午後 2時26分再開

内藤委員長 傍聴人の方は入室をお願いします。

以上で本日の議事は終了いたしました。

- 報告 1 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教
育長が臨時代理をした件について
- 報告 2 新宿区幼児教育のあり方検討会「中間のまとめ」パブリック・コメ
ント実施状況について
- 報告 3 学校選択制度について
- 報告 4 平成19年度学校給食調理業務委託校について
- 報告 5 四谷子ども園における給食調理業務委託について
- 報告 6 第7回西戸山地区中学校統合協議会について
- 報告 7 その他

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。報告1から報告6までについて一括して
説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 それでは報告1と2を説明させていただきます。

まず報告1でございますけれども、前回の教育委員会で子ども園条例施行規則の制定につ
きまして、臨時代理を決定していただきまして、新宿区立子ども園条例が10月13日に原案ど
おり可決決定されましたので、同日規則公布を行いました。これにつきまして御報告するも
のでございます。

2つ目でございます。新宿区幼児教育のあり方検討会「中間のまとめ」パブリック・コメ
ント実施状況でございます。これも資料報告の2をごらんください。これに基づきまして説
明させていただきます。

パブリック・コメントの実施期間でございますけれども、18年9月25日から10月16日まで
でございます。周知方法は（1）から（3）のとおりでございます。提出意見につきまして
は、総数が40件、提出者が39人でございます。これは同一人が2回提出したことによって件
数との差が出てございます。（2）の項目別内訳でございますけれども、これは中間のまと

めの章立てのとおり区分いたしましたところ、このようになりました。全部で105件になります。4番目の主な意見については、後で御説明いたします。5番、結果の公表でございますけれども、意見への対応につきましては11月中旬にあり方検討会を開く予定でございますので、この審議を経た上で公表したいというふうに考えてございます。

それでは具体的に次のページでございますけれども、「中間のまとめ」パブリック・コメント提出意見要旨一覧でございます。この要旨一覧につきましてもあり方検討会中間のまとめの順にグルーピングしたものでございます。まず第4章の幼児教育内容のさらなる充実のところでは1番でございます。

(1)番、幼稚園と保育園の交流・連携でございますが、交流は大いにやっていただきたいという意見、「・」が1つずつの意見でございますが、2つ目が子どもの健やかな発達を保障するという観点では保育園も幼稚園も全く同じであるという意見、それから3つ目がしつけや衛生面において幼稚園の方がまさっていると思うという、そういう意見でございます。

(2)番目が、小学校教育への円滑な接続でございます。これにつきましては、1つ目は実質的な相互理解を望んでいるんだということでございます。2つ目が幼稚園と小学校との情報交換については早急に行うべきだと思うということがございました。これは同様意見が1件ございました。

(3)番、区立幼稚園の3歳児保育・預かり保育でございます。1つ目が、公立幼稚園の3年保育をもっとふやしてほしい。これは同様意見が5件ございました。2つ目が、2歳児からの保育の取り組みを行っていることがあるので、それも必要だという意見でございます。3つ目が、預かり保育を強く公立幼稚園に希望するという意見、同様の意見が4件ございました。

(4)で子育て支援機能の充実でございますけれども、1つ目が、一時保育制度などがあるけれども、いろいろ条件があって利用できないことが多いということが、同様の意見が3件ございました。2つ目が、病児、病後児保育の充実をお願いしたいというのが、同様の意見が1件ございました。3つ目でございますけれども、幼稚園教諭や保育士が研修の機会を保障してくださいという意見でございます。

次でございますが、2番の(1)でございます。区立幼稚園の適正規模・適正配置の意見でございます。1つ目が、私立幼稚園を十分配慮した上で適正規模・適正配置をお願いしたいという意見でございます。2つ目が、地域密着型が望まれると、要するに身近な場所にあった方がいいんだという意見でございます。3つ目が、子どもが集まらないからという理由

だけで廃止したり、安易に民間に委託をするのは理解に苦しむという意見でございます。4つ目が、簡単に休園とか休学級にはしないでほしいという意見が、同意見が1件でございます。5つ目が、幼稚園だけではなくて保育園の方の適正配置もお願いしたいということでは、同意見が1件でございます。

(2)番の私立幼稚園との連携の項でございますけれども、私立幼稚園の園児募集とか行事の内容などを区報や区の教育会館等、区の施設を使ってやらせてほしいという意見でございます。2つ目が、公立主導型の合同研修については私立としてはなかなか承服できないという意見でございます。3つ目が、入園前に誰もが区立、私立幼稚園を見学したり、公立幼稚園、私立幼稚園の状況を知らせる方法を、それが重要だと思ふという意見が、同意見が2件でございます。

(3)番が、今後の幼保一元化施設のあり方でございますが、これは3件とも肯定的意見でございます。進めてほしいという意見でございます。

(4)番、地域の子育てネットワークの整備でございますけれども、これは地域の中でさまざまな人とのふれあいを育つ環境が必要だというのが5件でございます。

次のページでございます。3番の(1)公私格差の是正でございますが、これは幼稚園保育料のあり方も含めてということでございます。これは公私格差を縮めるべきだという意見が21件、それから公立保育料の値上げは困るという意見が1件、その他が1件ということでございます。

(2)番の多様な主体の参画による子育ての推進でございますけれども、1つ目が、家庭が共感できる活動に参加していけるようにきめ細かなアプローチをしていただきたい、2つ目が、株式会社とか私立園の経営に参画をさせないでほしいと、要するに区の事業として回らないものを助けてくれるようなNPO法人を使ってはどうかということでございます。3つ目が、家庭と教育の、あるいは地域の方々との交流を大切にしながら連携していくことが必要だという意見でございます。4つ目が、幼稚園、小学校、中学校も含めてPTAは大変だと、そろそろ見直すべきではないかということでございます。

(3)番目、幼児教育行政窓口のあり方でございます。1つ目は、今まで総務部の方にあった幼児教育窓口を教育委員会に移管していただきたいということが、同意見3件でございます。その次が、別なそれと反対で今までどおり総務部がいいというのが、同意見2件でございます。最後は質問のような形で幼保一元化の場合にはどこが窓口になるのでしょうかという意見でございます。

あとその他がございますけれども、これは後でお読みいただきたいと思います。

以上でございます。

学校運営課長 それでは報告の3番、学校選択制度についてでございます。

報告3とうちました資料は、学校選択制度に伴いまして、今年度2回目の学校公開を10月に行っております。中学校です。1回目は6月でした。こちらの実績を報告するものでございます。

公開した日数は、10月のうちに各校が3日から6日間の期間をとってございます。学校開放期間の来校者の延べ人数はそれぞれそちらの表のとおりでございます。合計で1,334名でございます。学校説明会の方をそのうちの1回で開催してございますが、新1年生の保護者がほとんどでございますが合計で390名、新1年生保護者が374名でございます。こちらの裏面でございますが、主に説明会です。説明会の際に出されました保護者の意見を御紹介しているものでございます。御質問ですね。中学の説明会ですので、部活動のことなどが主に尋ねられております。右手の資料は新宿区が学校選択制度を始めた平成16年度新1年生向けの15年度中の学校説明会から4回を連続して一表にしたものでございます。15年度、16年度、17年度とほぼ同じように新1年生保護者600人台の後半でしたが、今年度は少し少なく590名の参加でございました。こちらは1回目の6月と今回の10月の合計の人数でございます。

続きまして、めくっていただきますと、平成19年度の中学校の学校選択状況がまとまりましたので、本日御報告をいたします。

小学校の方は先月の9月1ヶ月間で受け付けましたが、中学校は10月1カ月間で学校選択表を受け付けてございます。表の上の枠でございますが、左の方から学校名と受入可能数、1学級40人で学級数を掛けております。それぞれの学校の上限の教室数で出したものでございます。

Aは通学区域内の生徒数、10月31日現在の住民登録者数に外国籍の方も加えた数です。BとCは、その学校を選択した他校の学区域の方々の数と、その学校の学区域から他校を選択された方々の数でございます。合計は同じ数になります。右端の計は、学校選択表を提出期間が終わった段階でのその学校の新年度の見込み数といいますが、応募者数の合計でございます。そのあたりを注釈に載せてございます。網掛けをいたしました西早稲田中と落合中は160名、120名の受入可能数に対し、254名、188名という大変多くの応募がございましたので、この2校は抽選をする予定でございます。その上の四谷中学校も、ここもかなり超過し

て160名に対しまして205名の応募がありましたが、例年小学校から中学校に上がる際に国立の中学校、あるいは私立の中学校に進学する生徒の数等をこれまでの統計から勘案いたしますと、四谷中、抽選をしない学校では一番数の超過が多いのですが、抽選をしなくても受け入れられそうだと考えてございます。

こちらの裏面に抽選にあたっての考え方と、状況の説明を載せてございます。上から1番、抽選実施の判断についてでございますが、今後の通学区域内の転入者等が入学しても、受入可能数を確実に上回らないと考えられる児童数を過去の数年間のデータから算出して、抽選基準という数を決定します。ここは明記してございませんが、私立中への進学者も考慮に入っております。抽選基準を上回る選択があった学校については抽選を実施します。抽選対象校は先ほど申し上げた2校で、そこに表を添えておりますが、西早稲田中、落合中、左から3番目の209、159という数が抽選基準でございます。その2つ右に区域外選択者の数を掲げ、この区域外選択者の中から現にその学校の上級生に兄弟姉妹、上の兄弟姉妹がいる場合は優先いたしますので、この数字の方々を優先し、当選の枠としましては14名と31名の予定です。補欠の方が45名、29名生じるという見込みでございます。その下の(1)、(2)はそれぞれ文言で説明したものでございます。

最後に補欠の繰上げについてでございますが、抽選後に実際に各学校の入学予定者の転出や国私立中学校への合格等の状況によって、補欠の繰上げが行われる場合もございます。昨年は西早稲田中と牛込三中で抽選を行いましたが、補欠でお待ちになった方は全員繰り上げることができました。このたびもそれと同じ状況になるとは少し思えないところですが、来年の2月23日をめどに補欠の繰上げ決定を行い、補欠登録の有効期間もその日までとさせていただきます。

続きまして、もう1件の報告事項、学校給食調理業務の業務委託の実施校について御報告をいたします。

新宿区の学校給食の調理業務は平成16年4月から民間委託を進めてございます。本年4月にも小学校2校、中学校1校を民間委託としてございますので、現在小学校7校、中学校4校の計11校で実施してございます。学校給食調理業務の民間委託は、PTAの代表も参加していただく「学校給食運営協議会」で大方委託状況、民間企業の調理についても良好という評価をいただいております。

19年度の学校給食調理業務の民間委託の実施校につきましては、下記の小学校2校を決定させていただきます。

委託実施校は、戸塚第一小学校と落合第四小学校でございます。戸塚第一小学校は児童数が461名、落合第四小学校は370名、これはある程度規模の大きな学校の方が直営の、区の職員である調理師の配置数も多いということがございますので、直営校にかかる人件費と民間委託をした場合の委託額の経費の差額は一定規模以上の学校ほどやはり大きいので、私どもはある程度の大規模校から順次委託を進めてございます。

2番の委託実施校の選定に当たっての考え方ですが、平成19年度の給食調理職員数の状況、これは直営調理校に配属している区の職員の数のことでございます。その19年度の実人員を勘案します。この職種につきましては、退職不補充をもう既に運用してございますので、定年退職等が発生いたしましても、新規採用はしてございません。

(2)は、学校栄養士の配置状況でございます。学校の栄養士は東京都の基準により、2校に1人しか配置されてございません。新宿区に小中学校が41校ありますが、21人が配置されてございます。こちらの学校栄養士の人事異動等もございますので、委託をする学校はその1年前から栄養士の配置校となっており、栄養士がある程度リーダーシップをとって委託の準備もやっていけると、そういう条件のもとで委託校を決定しております。上記の2つの学校は、現在栄養士を配置してございます。

(3)番目は、学校の規模や特性とございますが、主に児童生徒数を勘案いたします。

3番の今後の予定ですが、委託実施校に対しましては、19年4月からの調理業務を委託する旨、今後学校長に連絡をして協力の依頼を行う。また、該当校の保護者に対して、PTAの役員会等の会合の機会に委託実施に向けての説明をさせていただいております。

契約については、普通の指名競争入札ではなく、ある程度企画といえますが、各業者の考え方を出示していただき、プロポーザル方式で面接、ヒアリングを経て3月に決定する考えであります。

以上、雑駁ですが学校給食調理業務委託の実施校についての御報告といたします。

副参事 続きまして、報告番号5番、四谷子ども園における給食調理業務の委託について報告をいたします。

1番、検討の経過というのがございます。平成18年1月、18年度の予算編成の段階において四谷子ども園の給食調理業務について、業務委託方式とすることを方針決定をいただいているところでございます。先ほど報告番号の4番でございましたとおり、小学校、中学校については平成16年度から順次業務委託方式をとってきているところでございますけれども、小学校就学前の子どもの施設については、これまで直営方式でやってきたということもござ

いますので、5月の段階に関係職員からなるプロジェクトチームの方を編成させていただきまして、以降8回の検討を経て本日最終の報告というような形で調査、検討結果について御報告をさせていただくものでございます。添付で報告書、それから報告書の概要版をお付けしておりますので、概要版の方をごらんいただければと思います。本日は概要版で報告をさせていただきます。

資料の次のページをおめくりください。1番、はじめにということで報告書の位置づけについて御説明をしているところでございます。今申しましたとおり、四谷子ども園の給食調理業務については業務委託方式とすることを18年1月の段階で方針として決定をちょうだいしております。この方針の決定を受けて、子ども園における給食の基本的な考え方を確認した上で同園における調理業務委託の課題を整理することを目的として、関係職員からなるプロジェクトチームを設置いたしましたところでございます。

2番にありますとおり、プロジェクトチームの設置については、私ども子ども園の開設準備担当、福祉部保育課の保育園の園長経験者、栄養士、学校運営課の学校の給食調理の委託担当者、栄養士、それから幼稚園の関係職員を構成員として設置をいたしましたところでございます。

(2)にありますのは、プロジェクトチームの調査、検討事項でございます。

1点目としまして、四谷子ども園の給食の基本的な考え方を、まず整備をするというのが1つ。2つ目としては、調理業務の委託にあたって委託の基本的な考え方、委託する業務の範囲と仕事の流れ、アレルギー等への対応、食の安全ですとか衛生管理、保護者の声の反映をする仕組み、等々について整理をしております。

それから3点目といたしまして、委託に際して必要な仕様書に反映すべき内容はどのような内容なのか、合わせてプロポーザル方式ということを予定しておりますので、その実施に関して必要な内容について整理をいたしましたところでございます。

検討の進め方としましては、小学校就学前の施設初めてということで申し上げました。そのことがございますので、まずもって他区の保育園における委託の状況等について、一たんまず整理をいたしまして、その上で調査・検討事項についての課題の整理、また保護者への説明、意見交換を行ってきたという形でございます。他区における状況でございますけれども、3の(1)にありますとおり、平成18年4月現在、今年の4月現在10区139園で委託方式が導入されているところでございます。平成5年4月の台東区から始まって順次拡大をしてきている状況でございます。

次のページにお進みいただければと思っております。委託の導入の理由、導入のメリットということについて、こちらの方で記載をいたしております。また、他区における調理業務の委託の範囲というものが、どこからどこまでの範囲のものなのか、あるいは関係する栄養職員の配置の状況について整理をさせていただきました。

4番の(1)の部分は、今回の四谷子ども園におきます給食についての基本的な考え方を、2点にわたって整理をしたところでございます。

(1)といたしまして子ども園の給食の意義・役割・機能というものは一体どういうところなのかというところでございます。こちら記載のとおり、四谷子ども園は子ども園条例に基づく子ども園であると同時に、児童福祉法の39条に基づく保育所としての位置づけも併せ持つ施設であるということ、また設置の形態、入園の要件等についての一部異なる部分はあるものの、対象とする子どもの年齢等については保育所と異なるものではない、そのため保育所の保育指針、あるいは保育所における食育に関する基本方針という中で、給食についての一定の考え方が述べられているところでございます。こうした内容を子ども園の給食についても改めて基本的な考え方におき、子ども園の給食を行っていくというところが1点でございます。

また、(2)にありますとおり、子ども園に求められる機能として、子育て支援事業の見解というものがございます。今食育というような点についても、いろいろな議論が出ているところがございます。この子ども園についても、子ども園の持っているハード・ソフトのあらゆる機能を駆使して、こうした子育て支援の面からも給食という点で、いろいろな事業の展開をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、5番の点については、調理業務をなぜ委託をしていくのか、その点についての基本的な考え方として整理をいたしております。記載のとおり給食における行政の責任というのは、直営や業務委託方式という実施方法のみで考えるべきものではないと、子ども園全体の仕組みの中で検討されるべきものであって、保育所の保育指針に定める子どもの発達状況に応じた摂取を考慮し、家庭との連携を図るという保育所の役割や、食育基本法に基づく食育に関する方針を踏まえ、子ども園全体として果たしていくべきものであると、このような基本的な認識のもと食の安全ということを大原則に置きつつ、給食やおやつの内容の充実、よりきめ細やかな給食内容の実現、経費の節減と調理員の配置増、人事・労務管理の縮減、それから非常勤栄養士の配置によります食育に関する積極的な事業、こうした点を基本におきながら調理の作業の部分について業務の委託を行い、非常勤栄養士の配置を行っていくもの

であるというところを基本の考え方として整理をいたしております。

委託する範囲でございますけれども、右ページでございます6の(1)、また配置する非常勤との関係につきましては、(2)のところで整理をいたしておるところでございます。

それから7番については、食物アレルギーへの対応ということについて整理をいたしました。現在保育園では、アレルゲンとなる食材について除去食のほか、代替食という形での対応をとってございます。子ども園についても基本的に同様の対応をとっていきたいというふうに考えておるところでございます。

8番は、食の安全の確保と衛生管理について、それから9番は、保護者の声を反映するしくみについてというところで、委託事業者の選定段階、業者が決定をし給食実施前の段階、給食実施後の段階、それぞれの段階で保護者の声を反映する仕組みを一定のものを構築していきたいというふうに考えております。

また、10番については先ほど申しました仕様書に反映すべき内容、プロポーザルに反映すべき内容というところで整理をいたしているところでございます。

全体の資料の一番目に、1ページ目にお戻りいただきたいと思っております。

今後の進め方でございますが、今月給食業者の選定委員会を設置いたします。今月から来月にかけてプロポーザルの実施を行い、1月の段階で給食委託事業者を内定をしたいというふうに考えております。また、2月の段階で契約をし、3月に施設の方に入っていただいて準備行為を開始していただきたいというふうに考えております。

こうした中で4月1日から円滑に給食が提供できるような体制を実現していくと、かように考えておるところでございます。

以上をもちまして、給食調理業務の委託についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

教育環境整備課長 それでは報告6でございます。第7回西戸山地区中学校統合協議会につきまして御報告申し上げます。

4番の開催内容のところをごらんいただきたいと思います。

まず、(1)で諸報告となっております。安全に関する専門部会で検討してありました東京都に要望しております、都バス高71系統の車庫から起点までの経路の通し運行ということで、これにつきましては小滝橋から一たん高田馬場で降ろして、再度高田馬場から九段下へ抜けるという経路でございますが、ここをなんとか通し運行にしていきたいと思いますという要望を東京都に出してございましたが、先日19年度についてはこれは行わないという東京都から

の回答を得てございます。その旨、統合協会の方に報告いたしまして、今後の対応につきましては安全に関する専門部会、こちらの方で協議するという事になってございます。

(2)の新校校名につきましては、前回公募によります校名の案、これに基づきまして協議していただきまして、各自母体に持ち帰りまして校名案を何校か選んで再度協議するという事になっておりました。第7回につきましては、それぞれ出身の母体から協議した結果、以上8校の校名が上がってきてございます。上から申し上げますと、新西戸山、新宿西戸山、高田馬場、戸山ヶ丘、戸山ヶ原、戸山西、西戸山、西戸山第一ということでございます。

第7回目では基本的には西戸山中が公募では一番数が多ございまして、それと数を尊重するか否かという部分も含めまして協議いただいております。ただ、西戸山第二中学校側といたしましては、西戸山中になることによりまして吸収されるイメージがかなり強くなるというようなところがポイントになりまして、一応第7回目では決定を得ませんで、再度この8校をそれぞれの母体に持ち帰りまして協議していただきまして、それを11月17日に第8回目がございますが、そこで持ち寄って再度協議して決定していくということになってございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。報告1について御質疑のある方はどうぞ。

これはいいね、もうね。公布するという事ですからね。

次に報告2について、新宿区幼児教育のあり方検討会「中間のまとめ」パブリック・コメント実施状況について質疑のある方はどうぞ。

白井委員。

白井委員 すみません。これの提出者39名ということですが、この内訳、幼稚園関係の保護者が多いのでしょうか、保育園関係の保護者との比率を教えてくださいたいのですが。

教育政策課長 これにつきましては、住所と氏名、それから年齢は出てますけれども、どういう属性かということをとってございませぬので、わからないところでございます。ちなみに、男女別でいいますと、男性が5名、女性が34名でございます。あと年代別もわかりませんが、それはよろしいでしょうか。

白井委員 これは、どういう方法でこのコメントをとったのでしょうか。保育園とか、幼稚園の方にアンケートなりとか、意見書みたいなのを出したのでしょうか。

教育政策課長 これはですね、区のホームページに掲載したのが一つ。それと広報紙の9月25日号に掲載いたしました。それから特別出張所とか区役所の中ですね、それから区立幼稚

園、保育園に30部ずつ渡しておりますので、その中で父母にしているものというふうに考えてございます。

白井委員 そこから自発的に上がった御意見という理解でよろしいのでしょうか。

教育政策課長 はい。

白井委員 わかりました。

内藤委員長 このパブリック・コメント、意見要旨一覧の(3)この3歳児保育・預かり保育の問題で、2番目の意見で見ると他の自治体では2歳児からの保育の取り組みを行っており遅れていると思います。これ実態としてどうなんですか。実際、新宿区は現に遅れているのですか。

学校運営課長。

学校運営課長 私どもの承知しておりますところでは、国の方も幼稚園教育というのは原則として3歳からであると。公立幼稚園も少なくとも東京23区では3歳児からしかやってございません。幼稚園における2歳児保育というのは、特区制度で運用された例があるとは承知してございますが、新宿区は東京23区内で見ましても唯一全小学校に区立幼稚園を設置したという区でございますので、3歳児保育は全部の園ではやってございませんが、公立幼稚園の運営で他区に対して、他の自治体に対して遅れているというところはないと思っております。

内藤委員長 はい。わかりました。

白井委員 感想なんですけど、これ読むとほとんど幼稚園関係の保護者の要望がかなり多いように思われるんですけども、やはり幼稚園関係の保護者というのは、例えば預かり保育とか、いろいろな点での要望がかなり多いんでしょうか。

学校運営課長 幼稚園の保護者から上がってくる御要望で今一番多いのはこの公立幼稚園での3年保育をふやしてほしいという、3年保育を実施する園の数及び3歳児保育の定員をふやしてほしいという声が多いです。ただ、保育園の保護者と比較して、幼稚園の保護者の方がより要望が多いというような実感は特にはございません。

内藤委員長 何かこの中間のまとめを、各幼稚園、保育園の保護者へ配布すべきだと思えますというコメントもあるけれども、この「中間のまとめ」はどういうふうに活用するのですか。

教育政策課長 これにつきましては、一応パブリック・コメントを今度の検討会で出しまして、これをどうするかということを中心に中間のまとめとすり合わせしながら、今後検討していく

ことになると思います。最終的に、最終報告にまとめるという作業になるというふうに思っております。

内藤委員長 では報告3に移りましょうか。よろしいですか。

では、報告3について御質疑のある方はどうぞ。

白井委員 学校説明会への参加者というのが載っているんですけど、新1年保護者。これは、対象となる区域内の新1年生のうちのどれぐらいの大体割合の方が説明会にいらっやっているんでしょうか。

学校運営課長 各学校から実際に説明会に見えた方のお住まいの学区域等の資料は私ども徴集してございませんが、全体としては年間を通じて600人前後でございますので、通学区域内の、新宿区の生徒数1,600人の予定のところを見ますと半分より少し多い数ではないかと考えております。

白井委員 ありがとうございます。

内藤委員長 他校への選択希望者、これ一つには地域の、つまり学校の場所によって、隣の区域からの方が通学しやすいとか、そういった状況もあると思うんですが、やはりこの新宿中学が非常に他校への選択希望者多いですが、何か理由を推測できますか。

学校運営課長 新宿中学は、東戸山中学と大久保中学が昨年4月に統合された新校となって2年目のところでございますが、従来から両校の学区域の生徒数は多く、またかつ私立中に進学する生徒の数も多く、それと委員が冒頭おっしゃったように隣接の別の学校にこの学校選択制が始まる前から指定校変更制度を使って他校に移ろうという傾向がございましたので、そういう経緯をまだ少しは引きずっているのではないかと考えておりますが、今の現状は結構な数の生徒が他校を選択しております。

内藤委員長 ほかに御意見、御質疑はありますか。

これは実際、もうちょっと先にいって見ないと国立行ったり、私立行ったりというのは必ずしもこの中に出てこないということでしょう。

報告3はよろしいですか。

では、報告4に移りましょう。報告4、学校給食調理業務委託の実施についてです。

これは、御意見、御質疑のある方どうぞ。

よろしいでしょうか。では報告5について御質疑のある方はどうぞ。

よろしいでしょうか。では報告6、西戸山地区中学校統合協議会について。

これはちょっと確認というか、教えていただきたいのですが、西戸山は西戸山二中が従来

の校舎でそのまま授業を続けて、西戸山中学が一時校舎の改築の間移るということですね。

教育環境整備課長 今回の予定では、平成20年4月に西戸山中学校が現在の西早稲田中学校に仮校舎として入るということ、22年6月に西戸山中学校だけが戻りまして、23年4月に統合新校として西戸山二中と統合しまして新校として開設するという段取りになっております。

内藤委員長 その新校は、西戸山中の跡地。

教育環境整備課長 西戸山中の跡地に建設する。

内藤委員長 だから西戸山二中はその間ずっとそこで従来どおりということですね。

教育環境整備課長 そうです。

内藤委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問がなければ本日の日程で報告7、その他となっておりますが、事務局から報告事項はありますか。

教育政策課長 ありません。

内藤委員長 それでは報告事項は以上で終了といたします。

次に、協議に入ります。

「協議1 教育行政の推進にあたって」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 それでは説明させていただきます。教育委員会は、教育目標を達成するために基本方針を定めて、この方針をもとに教育施策を推進しています。これから19年度の策定作業に入るわけですが、本日お示しした19年度の教育行政推進にあたっての改正方針案を確認していただき、一番下に策定までの日程とございますけれども、このとおり進めていきたいというふうに考えてございます。

策定までの日程を御説明しますと、本日18年の第11回のところで協議事項として基本方針の一部改正方針の確認をさせていただき、12月に開かれる第12回の定例教育委員会で基本方針の一部改正素案の提示をさせていただき、説明をさせていただきます。それから1月に開催予定の定例教育委員会で基本方針の一部改正原案審議を行いまして、19年2回目の定例教育委員会でそれを議決いただくという形になってございます。

それでは具体的に平成19年度の教育行政の推進にあたっての改正方針案を説明させていただきます。お手元の協議1をごらんください。

このままちょっと読ませていただきますが、

社会が大きな変革期にある今日、子どもたちがその一人ひとりの持つ力を発揮し、可能性を开花させるとともに、将来の社会の形成者として必要な能力を育てる教育の役割はいつの

時代にも増して重要となっています。

国では、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の問題などを背景とした教育基本法の全部改正の審議を再開するとともに、「教育再生」を国の重要課題に位置づけました。

新宿区教育委員会では、国のこれらの審議の動向に注視しつつ、これまで実施してきた「確かな学力の育成」の取り組みをはじめ、学校評価制度の構築や家庭教育支援など、すべての教育施策についてその効果を検証し、更なる充実を図るとともに、今後予定される学習指導要領の改訂や全国的な学力調査等の実施に対し、的確に対応していかなければなりません。

また、新宿区の「新基本構想・基本計画」の策定にあたっては、区の総合的な計画の中における教育行政の理念やあり方を区民から見て分かりやすく示していく必要があります。

これらの点を踏まえ、19年度の教育行政の推進にあたっては、以下の方針により基本方針を定めます。

教育目標でございますけれども、これは平成14年2月1日に教育委員会決定されたものについて変更なしといたします。抜粋してありますが、2つでございます。

その下の基本方針でございますけれども、基本方針については目標が明確になるよう体系に留意し、実効性のある短期的な基本方針となるよう毎年見直し、改定を行ってきました。

平成19年度の策定にあたっては、国の教育改革の動向に注視するとともに、新基本構想・基本計画の策定作業との整合性を図りながら、以下の点に留意し、基本方針の一部を改正いたします。

その下に、留意すべき主な課題や新たな取り組みが記されてございます。

それを読ませていただきます。

- ・「確かな学力の育成」に向けた取り組みの検証とさらに効果を高める実践
- ・学校評価制度構築などによる地域に信頼され、支えられる学校づくりの推進
- ・特別支援教育や連携教育を推進し個や地域に応じたより質の高い教育活動の実践
- ・幼児期の教育の重要性を踏まえた新たな幼児教育施策の推進
- ・子どもが安心して遊びや交流ができる学校施設を活用した遊びの場の提供
- ・保護者が責任と自覚をもって子育てしつけができるような学習機会の充実
- ・地域に役立つ情報センターとしての図書館機能の充実

これらの基本方針の案を本日お示しいたします。これをきょう確認させていただきまして、

平成19年度の教育行政の推進にあたっての議決をいただいた後に、区民向けの要約版を3月に作成しまして、教育委員会の方針と施策をわかりやすく区民等に示していきたいというふうに考えてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

熊谷委員 基本方針については、一部を改正しますというふうに御説明あって、この資料に基本方針のっているんですが、その一部はどこだかちょっと。もしかなりの部分であれば次回多少そこを下線を引くとか、きょうの段階でおわかりであればちょっと教えていただければ。ちょっと前回の全部私覚えていませんので、どこを。

教育政策課長 本日は、この基本方針をこういう方針に沿って改正してよろしいでしょうかという確認をいただいて、次回の12月の教育委員会でこの具体的な素案を出させていただきます。

熊谷委員 ということは、これは全然かえていないということ。

教育政策課長 これは18年度のものでございますので、19年度は全く一部改正になるか、あるいは全部改正になるか、まだわかりませんが、この方針に沿って事務局内部でこれから詰めまして、基本方針を一部改正をする、あるいは全部改正するかそれはわかりませんが、その辺をやらしていただきまして、素案を次回に示させていただく。それを皆様に協議いただくということになっています。

熊谷委員 いやいや、基本方針の一部を改正しますと書いてあるものですから、これは基本方針の一部も改正しないことは含まれていない。つまり、基本方針の部分についてはちょっと改正した方がいいという、そういう意見で言われているかどうかということなんです。

教育政策課長 やはり毎年教育の状況もかわりますし、19年度の施策についてはさまざまなこれから施策を、予算どりするわけでございますから、そういう意味ではかわりますので、やはり一部改正ということはしたいというふうに考えてございます。

熊谷委員 具体的にはどこかということはまだ。そういうことですね。

教育政策課長 はい。

内藤委員長 学校の評価制度なんかは、18年度はあまりうたっていなかったかもしれないね。次回やるから、むしろあれじゃない、この留意すべき主な課題や新たな取り組みで、これ以外に何かもっと入れるべき点があるのではないかというようなことがあれば、次回持ち寄っていただければ、またそれを事務局で取り入れていくということはどうなんだろうかね。

今回は、こういう案の形で出てくるわけですね。

教育政策課長 はい。

内藤委員長 きょうのところはよろしいんじゃないでしょうか。

よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がなければ協議は以上で終了いたします。

閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時19分閉会